

「調達に関する宇都宮大学の基本方針」の制定にあたっての お願い及び関連情報について

＜基本方針の目的＞

宇都宮大学の運営は、主に国民の税金を原資とする公費及び学生が納付する授業料等から成り立っております。このことから、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとることが求められており、不正な取引を排し、社会規範、法令、学内規則等を遵守した調達を実現するため、「調達に関する宇都宮大学の基本方針」を策定いたしました。

本方針は、「コンプライアンス」、「取引先選定の公平性」、「説明責任」、「パートナーシップ」、「環境配慮」、「経費節減」に関して、本学が取り組むべき姿勢を明らかにすることを目的としています。

この実現のために、本学教職員の意識向上に努めますので、取引先の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. コンプライアンス

不正な取引を排除し、社会規範、法令、学内の規則等を遵守した調達を実現します。

(1) 調達に当たり、贈賄、談合及び宇都宮大学教職員との癒着などの誤解が生じることのないようお願いいたします。

また、取引先様と宇都宮大学教職員との関係が過度に緊密にならないよう、業務の打ち合わせ等を行う場合は、できるだけ個室は避け、オープンなスペースで行っていただくようお願いいたします。

(2) 調達に当たり、仕様を十分に確認の上、納品等をお願いいたします。なお、納品等の際、宇都宮大学の検査に不合格であった場合は、速やかに交換等を行うようお願いいたします。

(3) 次の行為は、不正取引とみなしますのでご注意願います。

①預け金：架空の納品により支払った研究費等を取引先に管理委託させること。

②品名替：取引事実と異なる品名に書き換えた書類にて経費を支出させること。

③その他：上記以外の虚偽の書類の作成により経費を支出させること。

(4) 次の行為などがあった場合、一定期間、宇都宮大学との取引を停止しますのでご注意願います。

虚偽記載、過失による粗雑な契約履行、契約違反、落札決定後の契約辞退、贈賄、独占禁止法違反行為、談合、架空取引等による不正行為、不正又は不誠実な行為等

＜関係規程等＞

国立大学法人宇都宮大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項

(5) 宇都宮大学の発注は、基本的に契約担当部署（財務部財務課経理調達室、財務部施設課、学術研究部学術情報室）が行いますが、100万円未満の物品及び図書の発注に関しては、教員等が発注できる制度を設けておりますので、教員等から直接発注が行われることがありますこと、予めご承知おき願います。

なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは、認めておりませんのでご留意願います。

(6) 納品検収については、各地区に検収所を設置し納品事実の確認を義務づけています。
(1案件あたり500万円未満が対象です。)
<宇都宮大学物品検収等事務処理体制>

(7) 次の行為を行う場合には、契約担当部署へ届け出て下さるようお願いいたします。
①本学教職員に対する物品の貸出(将来の売買を前提とした貸出を含む)
②本学教職員に対する物品等の無償提供(試供品及びデモンストレーションと称する提供を含む)

2. 取引先選定の公平性

調達の手先方の選定については、透明性及び公平性を確保した競争を原則とし、競争によることができない場合には、本学の規則に基づき厳格に調達の手先方を選定します。

宇都宮大学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご理解願います。

3. 説明責任

調達に関する情報を公開し、説明責任を果たします。

宇都宮大学の運営は、主に国民の税金を原資とする公費及び学生が納付する授業料等から賄われていることを踏まえ、透明性の確保により社会に対する説明責任を果たすことが求められます。

宇都宮大学は、調達に関する情報を公開し、社会一般からの疑義等は真摯に受止め、適切な説明責任を果たします。

<取引先様に守っていただく事項>

取引内容について、本学が問い合わせを行った場合には速やかなご対応をお願いいたします。

<国立大学法人宇都宮大学調達情報[競争入札情報]>

4. パートナーシップ

調達の手先方と対等の立場で取引を行うとともに、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

(1) 宇都宮大学における教育研究活動または業務運営を実施する上で、研究費等の不正使用等の行為が行われているまたは行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報することができる通報受付窓口を設置しております。

また、宇都宮大学教職員から調達に際して不適切な要請があった場合は、該当要請には絶対対応しないようお願いいたします。

<通報受付窓口>

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350

国立大学法人宇都宮大学総務部総務課

TEL:028-649-5011 FAX:028-649-5027

E-mail:syosoumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

(2) 宇都宮大学内部監査部門または宇都宮大学選任の監査法人等が、調達に関するデータ（売上台帳など）の提供や売上残高の確認等の情報提供を依頼した際は、ご協力くださいますようお願いいたします。

5. 環境配慮

調達に際し環境に配慮します。

宇都宮大学への納入物品等は、環境に配慮したものを優先的に納入いただくよう宇都宮大学の取組にご協力をお願いいたします。

<関係法令等>

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ・ 宇都宮大学における環境物品等の調達に関する公表

6. 経費節減

調達の効率化などにより経費の節減を図ります。

宇都宮大学の調達案件においては、高品質かつ安価な調達ができるようご協力をお願いいたします。また、宇都宮大学が調達効率化のための施策を講じた際は、ご協力をお願いいたします。

7. 「調達に関する宇都宮大学の基本方針」に関する情報

この「調達に関する宇都宮大学の基本方針」は宇都宮大学ホームページにも掲載してあります。次の関連する法令等とともにご参照ください。

- 調達に関する宇都宮大学の基本方針
- 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
- 国立大学法人宇都宮大学役員・職員倫理規程
- 宇都宮大学における研究費等の取扱いに関する規程

8. 誓約書の提出について

「調達に関する宇都宮大学の基本方針」をご理解、ご同意の上、誓約書の提出をお願いしております。

取引を行うに際してご提出いただくことも可能です。ご理解、ご協力のほどよろしく願いたします。

【除外業種】

1. 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
2. 学校法人
3. 電気、ガス、水道事業者等
4. 弁護士、税理士、特許事務所等
5. 商取引の相手方ではない個人
6. その他本学が本件の趣旨に馴染まないと判断した業種

【提出方法】

1. 下記に示す担当まで、電子メール、郵送、持参のいずれかの方法によりご提出ください。
2. 不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

<物品・役務に関する契約担当>

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350

宇都宮大学財務部財務課経理調達室経理係、調達係

TEL:028-649-5057, 5169, 5246 E-mail : keiyaku@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

<工事に関する契約担当>

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350

宇都宮大学財務部施設課施設企画係

TEL:028-469-5065 E-mail : sisetuka@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

<図書に関する契約担当>

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350

宇都宮大学学術研究部学術情報室調達係

TEL:028-649-5136 E-mail : zasshi@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp